

早期提出のための出張 指導会です 決算・確定申告の相談会

青色申告会(横芝支部・光支部)では、個人青色申告者を対象に町内2会場で「記帳」と「決算・確定申告の相談」を行います。

横芝地区

とき 2月4日(金)
午前9時30分～正午
午後1時～4時

ところ 文化会館

光地区

とき 2月9日(水)
午前9時30分～午後1時

ところ 町民会館

☎(一社)東金青色申告会

☎0475-52-1284

法定調書の作成・提出は e-Taxで

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

利用開始の手続きやe-Taxに関する最新情報をお知らせしています。

※令和3年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限は、1月31日(月)です。

☎東金税務署

☎0475-52-3121

給与や賃金を支払う方へ 源泉徴収票・給与支払報告書の提出を

令和3年中に給与・賃金などを支払った事業所や事業主は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日(月)までに、すべての受給者に交付し、一定金額以上のものは税務署に提出することになっています。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は金額にかかわらず、すべてを受給者の住所地(令和4年1月1日現在)の市町村に提出することになっています。

なお、個人事業を営む方で専従者給与を支払った方や、臨時で従業員を雇った方も忘れずに提出してください。

☎税務課住民税班 ☎84-1212

令和3年中の社会保険料 の納付額を確認できます

社会保険料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。

納付額の確認を希望する方には、担当課で納付額確認書の発行を行っています。

なお、年金からの特別徴収(年金天引き)されている分の納付額確認書は発行できませんので、年金支払者(日本年金機構等)から送される源泉徴収票で確認してください。

※年金天引きの場合は本人以外が社会保険料控除として申告することはできません。

また、納付書で納付している場合は領収書で、口座振替の場合は預金通帳で確認することもできます。

▼納付額確認の申請に必要なもの
運転免許証や保険証などの本人確認できるもの

※同一世帯以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

☎国民健康保険税について
税務課住民税班 ☎(84)1212

後期高齢者医療保険料について
住民課国保年金班 ☎(84)1214

介護保険料について
福祉課介護班 ☎(84)1257

公的年金の源泉徴収票

厚生年金、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受給している方に、日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて送付されます。

証明内容は、令和3年中に支給された年金額や源泉徴収された所得税額などです。

この証明書は、確定申告等の際に確認書類として必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。紛失してしまった場合は、再交付ができますので、ねんきんダイヤルや年金事務所に相談ください。

※障害年金や遺族年金は非課税のため、公的年金等の源泉徴収票は送付されません。

☎日本年金機構ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165(ナビダイヤル) ☎03(6700)1165

受付時間

・月曜日 午前8時30分～午後7時
・火・金曜日 午前8時30分～午後5時15分
・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付
※祝日(第2土曜日を除く)、年末年始はご利用いただけません。